

2013年12月13日

〒471-8571 愛知県豊田市トヨタ町1番地
トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 豊田 章男 殿

トヨタモーター・フィリピン・コーポレーション・
ワーカーズ・アソシエーション (TMPCWA)
委員長 エド・クベロ

フィリピントヨタ労組を支援する会
共同代表 山際 正道

フィリピントヨタ労組を支援する愛知の会
共同代表 田中 九思雄

フィリピントヨタの余りにも長期に亘る労働争議の解決についての 要 請 書

拝啓

標題の件について私達が去る9月23日付並びに11月12日付の要請書をもって、貴殿ならびに貴社に対し、四囲の情勢判断を誤ることなくかつ時機を失することなく、問題解決に向けて的確な決断をされるよう真剣に要請し、お願いしたにもかかわらず、その後もいかなる回答も頂けておりません。逆に貴殿および貴社はトヨタに相応しくないきわめて奇妙かつ不自然な、揉み消し策とも見られる行動をとっています。

このような全く不誠実な態度は甚だ遺憾であり、ここに私達は強く抗議します。同時に、いつまでもこのような態度を取り続けることは、貴社のためにもならないであろうと、心底から憂慮します。

これまで私達は、再三再四、貴社から不当に解雇された労働者への救済になると共に貴殿ならびに貴社の名誉回復にもなる、敗者のない、共に勝者となるウィンウィン (win-win) の解決を、貴殿ならびに貴社のイニシアチブで推進することを示唆し促してきたつもりです。この私達の真意をご理解頂けておらず感じ取られてもいないと思わざるを得ないことは、本当に残念でなりません。

貴殿および貴社は、事がアメリカの問題となると、幹部のセクハラ問題であれ、欠陥車疑惑の問題であれ、消費者事故訴訟の問題であれ、現地現物主義と称していち早く現地に行き多額の和解金を支払ったりしてはおりませんか。フランスの現地法人の労働争議も解決したではありませんか。しかし、アジアの発展途上の国々の事となると、社会貢献などを謳いながらも、本質的にはシェアホルダーあるいはストックホルダー (株主) の利益優先で、会社の売り上げ、利益を生み出している、最も身近な最大のステークホルダー (利害関係者) である従業員や労働者のことは重視していないのではありませんか。とりわけ

フィリピンでの大量不当解雇問題をめぐる労働争議については、間違いなくそのような本質的姿勢を顕わにしています。

この事に関し、貴殿および貴社はきわめて危うい綱渡りの行動をとっていると言わざるを得ません。即ち、貴殿および伊原代表取締役副社長の関与の下で、フィリピントヨタ社は、今年8月、創業25周年と、新設したフィリピントヨタ社整備学校(スクール・オブ・テクノロジー)の開校を祝して、政財界やメディアの要人を招待しレセプションを挙行しています。その行事は、長年利用し尽したアロヨ前大統領の政権から離れて現アキノ大統領の政権への鞍替えを策している姿が見えみえです。そのようなことをするのならば、アロヨ政権時代にその権力を利用して犯した大量不当解雇の悪業をこの際きれいさっぱり清算してはどうですか。それともこの先もずっと頬かむりをして突っ走り、世界戦略とやらを推し進めるのでしょうか。

そんなことをしたら貴殿および貴社の戦略が失敗し破綻をきたすことは目に見えています。なぜならば国連条約に基づく国際労働機関(ILO)は労働者の人権として結社の自由=団結権は絶対的なものだとしており、フィリピントヨタ社はそれに対する重大な違反を犯していると公表し、その是正を求めているからです。その追及の矢面に立たされているフィリピン政府の労働雇用省が、今や、アロヨ政権時代の悪い姿勢を改め、「ILO勧告は国の憲法にも優先する」との見解を打ち出し、これに従おうとしないフィリピントヨタ社に猛省を促しているのは当然のことです。姿勢を改めることを迫られているのは、まさに貴殿および貴社にほかならないと認識すべきです。

あくまでも頬かむりを押し通すならば、怨嗟と怨念が蔓延し、数多くの批判が噴出するであろうことは疑いの余地がありません。そうなれば味方につけたと思っている政財界やメディアの中からも、離反者、批判者が出てくることは間違いありません。それは、アロヨ前大統領(今も逮捕されたままの状態にある)やコロナ前最高裁長官(国会の裁判官弾劾裁判にかけられ罷免された)の辿った運命を見れば明らかでしょう。

このようなことを考慮に入れるならば、今ここで全面解決することが、貴殿および貴社にとってもどれほど有益であるかは論を俟たないでしょう。今年フィリピントヨタ社側の取下げによって刑事裁判の解決が図られた(TMPCWA側からは報復攻撃も損害賠償請求も一切行っていない)ことを受けて、既に機は十分過ぎる程熟し切っているのです。したがって貴殿がこの好機を逸することなく、ILOに好感度と高い評価をもって受け容れてもらえるような内容での最終的決着を図るべく、問題解決への思慮分別ある真摯かつ大胆な決断を、年内にも下されるよう再度心から要請する次第です。

大事なことは、不当解雇された労働者を真に救済することと、労働者の団結権を尊重し侵害せず組合結成加入を理由に差別待遇をしないことの2点を実行する旨、明確に表明して下さることです。貴殿ならびに貴社のご賢察を期待します。

敬具